

平成

二十九年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第六号)

平成二十九年六月二十七日(火曜日)

議事日程(第六号)

平成二十九年六月二十七日 午後一時開議

第一 議第三十一号 五條市立学校設置条例の一部改正について

議第三十三号 五條市教職員住宅条例の廃止について

議第三十四号 平成二十九年五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

第二 発議第 二号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書について

第三 発議第 三号 五條市新庁舎建設事業の見直しを求める決議について

追加日程(第七号)

発議第 四号 円滑な議会運営を求める決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番 養田全康  
二番 平岡清司

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長	危機管理監
太	樫	堀	山	八	辻	和	山
田	内	内	田	田	田	田	本
好	成	伸	和	祥	剛	修	
紀	吉	起	宏	護	友	明	二

三番	四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番	十二番
牧	宗	吉	窪	岩	福	山	吉	益	大
野	部	田		本	塚	口	田	田	谷
雅	康	佳			耕	雅	吉	龍	
一	寛	正	秀	孝	実	司	範	博	雄

事務局職員出席者

午後一時開会

事務局長  
 事務局次長  
 事務局係長  
 事務局主任  
 速記者  
  
 坂口 慎一  
 井筒 昭則  
 辰巳 大輔  
 芳田 佳子  
 柳瀬 美

すこやか市民部長  
 あんしん福祉部長  
 産業環境部長  
 都市整備部長  
 教育部長  
 西吉野支所長  
 大塔支所長  
 水道局長  
 会計管理者  
 秘書課長  
 企画政策課長  
 財政課長  
 土地開発公社事務局長  
  
 竹本 勝治  
 稲次 裕美  
 井上 昭  
 平田 耕一  
 松井 和永  
 森川 義彦  
 泉谷 進治  
 松本 武士  
 中本 智美  
 西本 久美  
 西本 久美  
 上田 幸則

○議長（吉田 正）ただいまから、去る二十六日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程については、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田 正）初めに日程第一、議第三十一号、議第三十三号及び議第三十四号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、昨日の延会前に上程されておりますので、これを継続いたします。

昨日の本会議におきまして、総務文教常任委員会委員長報告は終了しておりますが、追加の報告を委員長に求めます。三番、牧野雅一総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（牧野雅一）議長の発言の許可を得ましたので、御報告申し上げます。

去る六月十四日の当委員会で審査しました議第三十四号での委員からの質問に対し、理事者の答弁に誤りがあり、訂正を承ったものであります。このことについて六月二十六日、当委員会を開催し協議した結果、了承し、許可したものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田 正）昨日の総務文教常任委員会委員長の報告及び本日の追加の報告に対する質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）「訂正を了承した次第でございます。」という委員長報告でございましたけれども、どこを訂正されたのか教えていただけますか。

○議長（吉田 正）牧野雅一総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（牧野雅一）議第三十四号での委員からの質問に対し、理事者の「当該五條高校跡地の購入費用について、全体の三パーセントの実質損で済むような計画を新たに得た。」との答弁に誤りがあり、「当該五條高校跡地の購入費用について、全体の三パーセントの実質負担で済むような計画を新たに得た。」と訂正するものであります。

以上、答弁いたします。（「九番」の声あり）

○議長（吉田 正）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）昨日委員長報告されました七ページの下端三行目の「実質損で済むような」という分を「負担で済むような」という文言に変えるということでしょうか。再度確認させていただきたいと思っておりますので、委員長よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正）牧野雅一総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（牧野雅一）そのように理解していただいて結構です。

この際、申し上げます。

昨日の委員長報告につきましては、委員長として責任を持った報告をさせていただかなくてはならないところを、理事者の答弁に誤りがあったとはいえ、間違った報告をさせていただいたことを、この場をお借りしましておわび申し上げます。

○議長（吉田 正）質疑終わります。（「九番」の声あり）……九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）すみません。今、文言の訂正がございましたけれども、これは議事録に反映されますかね。

○議長（吉田 正）今の山口議員の発言については、議事録に反映されると思います。

質疑を終わります。

お諮りします。本案については、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本三議案を議案ごとに採決いたします。

初めに議第三十一号、五條市立学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に議第三十三号、五條市教職員住宅条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に議第三十四号、平成二十九年五條市一般会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は修正であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は委員長の報告のとおり修正議決されました。（「議長」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）委員会では全会一致となっておりますが、大変重要な案件ですので、起立採決でお願いしたいと思います。

○議長（吉田 正）お諮りします。本案は委員長の報告のとおり修正とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立全員であります。

よって本案は委員長の報告のとおり修正議決されました。

○議長（吉田 正）引き続き、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正部分を除くその他の部分については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま本案が修正議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よつて条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○議長（吉田 正）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会から円滑な議会運営を求める決議が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。

よつて本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長（吉田 正）追加議案及び日程を配布させます。

配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

○議長（吉田 正）これより日程に入ります。

追加日程第一、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第四号 円滑な議会運営を求める決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十九年六月二十七日提出

提出者 五條市議会議会運営委員長 窪

佳 秀

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会窪 佳秀委員長。

〔議会運営委員長 窪 佳秀登壇〕

○議会運営委員長（窪 佳秀）議長から発言の発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第四号、円滑な議会運営を求める決議（案）を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

円滑な議会運営を求める決議（案）

平成二十九年六月二十六日に開催されました本会議で、総務文教常任委員会、牧野委員長の報告中に議長の許可を得ず、自席から議長席に赴き、議長に対し委員長報告を指摘された言動は、議会運営の秩序が保たれなくなり、今後の議会運営に支障が生じるものと言わざるを得ません。

よって、今後の議会運営に対しましては、円滑な議会運営を認識し、理事者各位におかれましては取り組まれることを求めるものである。以上、決議する。

平成二十九年六月二十七日

#### 五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。  
ありがとうございます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。（「議長」の声あり）

お諮りします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は決議案のとおり可決されました。

○議長（吉田 正）次に日程第二、発議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）発議第二号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十九年六月二十七日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 平 岡 清 司

〃 養 田 全 康

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第二号、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年三月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に

把握して来なかった。

政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化等、下記の事項に取り組むことを強く求める。

#### 記

- 一、公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置を検討すること。
  - 二、三月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
  - 三、アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取組と合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年六月二十七日

#### 五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この意見書（案）につきましましては、退席させていただきまして、採決に当たりましては棄権をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

理由を申し上げておきます。

意見書（案）の理由説明にもございましたように、現在ギャンブル依存症で困っておられる皆さん方の救済は必要でございます。しかし意見書説明にもありましたように、昨年末に国会で成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、つまり略称カジノ法案のことで

すけれどもね、これを進めていくという前提での内容も含まれているわけですね。だからやっぱり現在依存症で悩んでいる方の解決を強化しつつ新たな依存症を発生させることにつながるカジノ法案というのは、もう廃止すべきではないかと私は思いますので、以上理由を申し上げます。この採決につきましては退席をさせていただき棄権をさせていただきますので、議長におかれましては取り計らいの方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田 正）まだ今質疑途中ですので、このあと討論等もあればございますので、議決するところまでもう少しありますので、その折に御退席願いたいと思います。

質疑を終わります

お諮りします。本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。十二番大谷議員。

○十二番（大谷龍雄）先ほど述べました理由によりまして退席をさせていただきます、採決については棄権をさせていただきます。

○議長（吉田 正）これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお意見書の取り扱いについては、議長に御一任願います。

○議長（吉田 正）次に日程第三、発議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 発議第三号 五條市新庁舎建設事業の見直しを求める決議について。  
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出します。

平成二十九年六月二十七日提出

提出者 新庁舎建設特別委員会委員長 吉田 雅 範

○議長（吉田 正） 提案の趣旨説明を求めます。

〔新庁舎建設特別委員長 吉田雅範登壇〕

○新庁舎建設特別委員長（吉田雅範） ただいま上程されました発議第三号、五條市新庁舎建設事業の見直しを求める決議について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読し、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

五條市新庁舎建設事業の見直しを求める決議について（案）

五條市新庁舎建設事業は、現在、本市にとりまして、最も重要な事業であります。平成二十九年五月二十五日に行われました、新庁舎建設特別委員会での事業費の説明から、今回、大幅増の金額となっており、議会に対する説明において不誠実な点が多々あると考えます。

平成二十九年六月二十日の新庁舎建設特別委員会におきまして、概算事業費、事業費の費用負担、庁舎配置及び庁舎レイアウトが示されましたが、市民の利便性及び建設事業費等を考慮しますと、庁舎を当初の基本計画に示された敷地の北側への配置の検討及び庁舎をシンプルな構造とすることで、市民の利便性及び事業費の削減につながるものと考えます。

今回、新庁舎建設事業費については、六十五億二千万円及び周辺道路整備に約十億円の試算を示されておりますが、新庁舎建設事業費については、当初の試算額四十六億九千二百万円を用途とし、奈良県との協議を十分行った上で、議会と理事者が一体となり、様々な角度から十分協議を重ね、市民が利用しやすく、後世に負担を残さない、新庁舎建設事業を進めていただくことを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成二十九年六月二十七日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 正）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、五條市新庁舎建設事業の見直しを求める決議（案）について賛成の立場から討論をさせていただきますと思います。

御存じのように、阪神淡路大震災や東日本大震災以後五條市の庁舎、公共施設を始め全国の公共施設の耐震性が強く求められておりまして、五條市におきましても平成二十五年ぐらいの暮れから本格的な検討に入ったわけでありますけれども、奈良県との包括協定で県の出先の土木事務所とか、国の出先の職業安定所とかそういった施設も一緒に建てた方が市民の皆さん方の利便性が高まるというのではないかということになりました、それらを踏まえて議会の委員会でも各市民の皆さん方に入っていたいただいた委員会でも検討されてきたのですけれども、平成二十八年の二月に新庁舎整備適地再選定報告書というものが五條市新庁舎整備委員会から出されまして、新庁舎の予定地は県との包括協定も含めて考えるならば、五條高校跡地がいいということが、平成二十八年二月に提出されました。その後、私たち議会の特別委員会におきましても、また市民の皆さん方へのアンケート、また庁舎内の職員の皆さん方の検討委員会も、また県との協議も活発に進めてまいりまして、この五條市の議会におきましても、県や国の出先と一緒にするほど便利がいいということで、議会の議決の中でも五條高校跡地を敷地にするということが可決、決定されまして、それから基本計画づくりに進めてきていただいたわけですが、その基本計画が平成二十八年の十二月に完成して我々議員、関係者に配布されているわけですね。その基本計画が平成二十八年の十二月に出来上がっていますけれども、それ以後において基本計画と大幅な変更の報告が理事者からあったということです。それはこの決議（案）、提案の委員長報告にもありましたように、

いわゆる建設費用が基本計画では四十六億九千二百万円であったのが、この議会の特別委員会では十六億二千九百万円が膨れ上がりして、合計六十三億二千百万円ということが一つ。そしてもう一つ基本計画よりも大幅に変更されたのが、庁舎の建設の位置ですね、当初は敷地の北側ということでしたけれども、変更として真ん中というふうに報告がありました。こういった基本計画ができてから以後に、こういう金額的にも膨大な重要な位置も変更されるということがあったものですから今回の決議（案）というものが必要になったのではないのかなと私は考えるところでございます。

その変更の理由は聞いておりますけれども、重要な点だけでも一度明らかにしますけれども、埋蔵文化財本発掘調査で約一億二千万円掛かるということが報告ありました。資料を調べてみますと、皆さん、これは建設用地をどこにするかということを検討している最中の資料ですけども、この中には「埋蔵文化財等はなし」と結論付けているのですね。これがいったん我々議員に渡されているわけです。五條高校跡地にするということを決する前の資料としてね。ところがいろんな理由で発掘調査をしなければならぬということ、安西工業との契約で発掘調査の事前の調査をしたんですけれども、その結果は御存じのように、この赤い部分ですね。南側が一番重要な遺跡があると、真ん中から北側は本当に少ないと、特に当初庁舎建設予定地の北側にはもうほとんどないという状況ですね。だからこういうことを根拠にこの間総務文教常任委員会での発掘調査費も約六千万円にするという修正決議をされたんですけれども、私はこれはこの時期妥当な修正決議ではなかったかなというふうに考えて賛成させていただいたところでございます。

そして建設費が膨れ上がったもう一つは、敷地西側の擁壁の工事、これが二億円ということなんです。私も一昨日、土曜日ですが、もう一度敷地の周辺を歩いて敷地を外側から見えました。そして一級河川西川には、西川の護岸から上には二メートル五〇の道路がありまして、そこから五メートルぐらい五條高校跡地の石垣がずっとあるわけですね。ところがですね、膨大な石垣ですけれども、三十年か四十年に造られた石垣ですけれども、石垣の石一つも落ちこぼれているところはありませんわ。そして三分の一は積み替えられています。川石の丸い石じゃなしに山の石の菱形に削った新しい石垣に積み替えられています。だからものすごく当時の最高の職人があの石垣を積んだと私は思うのです。だから三十年以上経っても石ころ一つも落ちこぼれていない。こんな珍しいと思いますね。だから二億円であの頑丈な石垣を全部取ってしまって、新たに造るといふことなんです。しかし私は、役所の石垣ですからやっぱり五十年、五十年以上という強固な庁舎を建てて、周辺の石垣も崩れないようにしなければなりませんけれどもね、庁舎の寿命も長い方がよろしいですけれども、五條市も財政が破綻してしまうということにもならんようにせなありませんからね、だから庁舎の頑丈さと同時に五條市の財政の健全さというものの両面はいつ

も離さずに目配りをしなければならぬのではないかと。だから、やっぱりあの丈夫な莫大な面積の石垣を全部取って新たに擁壁にするというよりも、あの今の頑丈な石垣を活用してその表面に補強ということで擁壁を造るというのも私は一つだと思っております。国道一六八号通ってください。国道二四号通ってください。古くなった擁壁には擁壁を取ってやり直しているところもありますけれども、その古い擁壁の上に新たに擁壁を補強しているという、その工事現場はたくさんありますね。西吉野にもあります。だから、このお金のたくさん要るときに、あの頑丈な石垣が全部取り壊して二億円を使ってやるというのは五條市の財政から考えたら、私は再検討が要ると思います。

私の案としては、今申し上げましたように、あの今の石垣を活用してその上に補強していくという、この方法を再検討すべきだというふうに申し上げたいと思います。

それから、もう一つたたくさんの費用が報告されております。県有資産譲渡補助制度新設とか敷地西側擁壁面積按分とかで七億円ということもありますけれども、ちょっとこれもなかなか分かりにくいのですけれども、これは飛ばしまして、あと免震構造にしたら六億円要ると、これが莫大な建設費用の高騰になっているわけですけれども、免震というのは皆さん方御存じのように、これは十数年前から検討されて始まったわけですね。だからまだ免震にしたら、地震に対して一番効果的な建て方かということの検証は、私はまだ正しい検証ができていないと思うんですね。だからこれだけの六億円も掛けて免震にするかどうかはこれも再検討すべきだというふうに思いますね。

その再検討の理由を私の見解として明らかにしておきますけれども、まず一つはボーリング調査をしてくれました。どこの箇所でもボーリングしてもいわゆる二〇メートルくらい掘れば頑強な岩があったというのが結果として出ておるわけです。だから二〇メートルくらいの下やったら杭打ちが可能だと思いますね。シダアリーナの杭打ちはもつと二〇メートル以上だったと思いますけれどもね、西中の杭打ちも私も工事現場で見ましたけれども、かなりのメートル数の杭打ちをしています。だからまず二〇メートルの杭打ちをすれば頑丈な地盤ができるというのが明らかにあります。

もう一つは、五條市の消防庁舎ですけれども、関係議員からも話がありましたけれども、あれは東日本大震災が起こった以後に建設されました。だから東日本大震災以上の地震が起こっても倒れないということ、我々市議員も理事者もあれを建てたんですけれども、しかしいろいろ検討していただきましたけれども、現在あの消防庁舎は耐震構造という方法で建設されております。耐震構造でもいわゆる地震に強い一番最高の強度の建て方であるわけですね、これが理由の二つ目です。

もう一つは、やはり先ほども申し上げましたように、この免震構造は大変費用が高くつく、今六億円挙げられているわけですからね、報告

として。そして何年先まで持つかというこの検証はまだこれは新しいですからはっきりしていない。昔は公共施設の耐震に使われた免震のゴムが不良のゴムであったということが明らかになって、問題が起こっているわけですね。だから寿命が何ぼ持つかというのは検証されていない。もし修理せんなんときにはどれだけの修理費が要るかということが求められますけれども、耐震構造にするか制振構造にするか、免震構造にするかは、私が今申し上げました理由でもう一度再検討すべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

最後、庁舎の位置が基本計画では北になっておったのが、この六月議会の前に真ん中に持つて行きたいという変更の報告があったのですけれども、これは皆さん、建設基本計画の中で庁舎と駐車場と賑わい広場の配分の理由としてこうなっているのですね。来庁舎の駐車場は庁舎エントランスへのアクセス性の高い位置に配置します。だからやっぱり駐車場に入って停まったらもうすぐ市役所に入れる場所、そして賑わい広場のところは災害発生時に活用する防災広場ですから、日ごろから認識するため平常時においても防災広場を積極的に活用して賑わいづくりをしていただくと、こうなっているわけですね、だから皆さん、庁舎に用事に来る方も庁舎に用事はないけれども、賑わい広場に行きたいんやという子供さん連れの若い奥さんやら、いわゆるお年寄りの皆さん方も便利よく利用してもらおうと思ったら駐車場は真ん中に持つてきてこそ右に行ったら庁舎、左に行ったら賑わい広場とこうなるわけですから、これは駐車場真ん中が一番便利だというのは誰でも判断されているのではないかとこのように思うわけですね。

真ん中に持つていく理由として災害時のこと言われておりますけれども、災害時こそ皆さん、駐車場真ん中の方が便利と違いますか。災害発生して避難者の皆さん方が賑わい広場にもいてはる、庁舎にもいてはると、お年寄りの方々はこちらと外では具合悪い方もおられますから、病気の方やらが人の方は。賑わい広場にも庁舎の中にもいてはる場合やったら駐車場の真ん中であってこそ、皆さん、庁舎行くにも賑わい広場に行くにもすぐに行けるわけです。災害時もやっぱり皆さん、駐車場は真ん中の方が便利いいん違いますかね。

そういうことを申し上げまして、庁舎特別委員会での最後の理事者の見解にもありましたように、北側への再検討ということも言われておりますから、これはもう工事が終わってしまっただけでは何ぼ反省してもやり直しはききませんから、その辺再度早急に検討して結論を出すべきだというふうに思います。

庁舎の位置について、この三日間でこういう噂を耳にします。いわゆる北側の地権者から、新庁舎は北側に持つてくるなど、もつと離せという意見があるということに耳にするのですけれども、これはこの間の本会議や委員会で理事者の答弁にはなかったことだと思います。この

六月議会の新庁舎特別委員会の審議の中での理事者の答弁にもなかったし、この間行われました総務文教常任委員会の理事者の答弁にもこれはなかったと思います。私は耳が遠いですから言われておつても聞こえてないかも分かりませんが、だからこういう噂が事実であったとしてね、事実であるならば、その方にやはりこちらの財政事情やら便利な庁舎にするための事情をちゃんと説明して、理解と協力をいただけるその取組を早急に努力すべきだというふうに強く申し上げておきたいと思えます。

荒っぽい不正確な面もありましたけれども、以上のことを申し上げまして、五條市新庁舎建設事業の見直しを求める決議についての案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田 正）以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りします。本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正）起立多数であります。

よつて本案は決議案のとおり可決されました。

（「三番」の声あり）

○議長（吉田 正）牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、この場をお借りして申し入れさせていただきます。  
申し入れ。

このたび平成二十九年第二回六月定例会本会議において附帯議案の審査報告を行っております最中に、議長に対し理事者側が報告書の内容に誤りがあるかのごとく指摘をなされたことは報告中でもあり委員会の尊厳を傷つけ、また神聖な議場においては慎むべきことであり、大変残念な行動であったと言わざるを得ません。

理事者は議会においてもこのような誤りが絶対にならないと言い切れない中、万が一報告内容をただす必要がある場合は、委員長報告の終了後、

または議会終了後などでも可能と考えます。

今後このような行動のないことを強く要望いたします。

総務文教常任委員会委員長牧野雅一。

なお、この申し入れに関しましては、総務文教常任委員会の委員の皆さんの総意を持って申し入れさせていただきます。

○議長（吉田 正）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出  
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田 正）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（吉田 正）以上で、本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十九年度五條市一般会計補正予算を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、また円滑なる運営に御尽力、御協力いただき厚く御礼を申し上げます。

理事者各位には事務事業の執行に際しては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十九年第二回定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも何かと御多用の中、本定例会におきまして慎重審議を賜り誠にありがとうございます。

今議会に提出いたしました議案につきましては一部を除き可決・承認を得ましたことに心から御礼を申し上げる次第であります。特にその中におきまして、決議文が二つ提出されました。

まず第一点は、五條市新庁舎建設事業の見直しを求める決議（案）でございます。この中におきましては、庁舎建設事業費については六十億二千万円及び周辺整備に約十億円というふうに書かれています。この決議文は、議員の皆さんからの決議をとというのは大変重要と私は認識をしています。しかしながらこれに対して市民の皆さんもこの決議文を見るところで、誤解を招いてはいけません。そういうふうに思っております。その中で、議員さんにも示しましたとおり六十五億二千万円においては総額でありまして、これは市の負担とプラスアルファ県の負担がある。県の負担が約三二パーセント、県の持ち出しが十七億四千五百万円、これも理解の得るような形の中で数字を明確に入れていただきたい。

そして周辺道路整備につきましては、旧来、旧岡中線・岡口三号線を基本的に早期にやる、こういうふうに言っていました。その後に対して岡口六号線とかいろんな道路問題も出てきました。検討すると言ったものの現在のところではこの二つを集中的にやるということの総額で、この四つ全てが入っているということで、市民の皆さんに対してそれは誤解を招く。それに対してのきちっとした決議文の中に金額を明確にしなければ、何か金額がべらぼうに大きくなったという誤解をされるということで大変私たちも決議文に対しての憤りを感じております。明確な金額を提示していただきたい、そういうふうに感じているところであります。

それともう一つにおきまして、円滑な議会運営を求める決議というものであります。先ほど委員長の方からお話がありましたけれども、これに関しまして、当然五條市議会会議規則の議場における発言の規定をしていますが、これは議場における議員の発言についての規定はしているものの理事者側は議長の許可がないと、一切発言をすることができません。私は総務文教常任委員会の委員長報告の内容に疑義がありました。委員長報告に対する質疑は議員のみに認められてはいるものであつて、理事者側には認められておりません。したがって私が挙手をしたところで発言の許可が得られるとは限りません。しかしながら訂正を必要とする内容は今後の新庁舎整備に関する重要な内容であり、理事者側から何らかの形で訂正の申し入れをしない限り、本議会における委員長報告はそのまま議録に掲載され、後々禍根を残すことになりかねないと考え、また正確な内容を市民始め関係の皆さんにお伝えすることの義務が私にはあると判断し、議事進行中でありましたけれども、議長に事情をお伝えし、何らかの対応を求めたものであります。

そういう面で、私たちにおきましても決議に対しては重要な思いを持ってやっております。しかしながら市民の皆さんに明確な数字、明確な言葉ということは正確に伝えていただきたい、そういうふうに考えますので、今後この中においても議会と円滑な運営を認識し、理事者各位におかれましても一緒に取り組もうという大変有り難い言葉がありましたので、是非ともその辺を踏まえて今後議会と一体となって頑張つてまいりたい、そういうふうと考えております。

本定例会には議員各位からいただきました御意見、御提言を踏まえながらこれから市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

これから厳しい暑さを迎えるわけでありませうけれども、議員各位におかれましては、どうぞ健康には充分御留意いただき、今後とも市政の発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たつてのお礼の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（吉田 正） これをもちまして、平成二十九年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午後一時五十三分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 吉田 正

署名議員 大谷 龍雄

署名議員 養田 全康

署名議員 平岡 清司